

Q1 禁煙が義務であることは分かったが、喫煙の要望があったときにどう対応すれば良いか？

A1 3通りの対応があります。

① 施設内禁煙にして屋外で吸ってもらう。

※以下について注意してください

例1) 屋根があり半分以上壁でおおわれている → 法令違反

※屋外ではなく屋内にあたる(テラスや事務所前)

例2) 副流煙が通行人や上階住人にかかる → 配慮義務違反

例3) 灰皿が公道にはみ出している → 道路占用違反

例4) 吸い殻のポイ捨て → 区条例違反

例5) 禁煙特定区域内での喫煙 → 区条例違反

※禁煙特定区域の周辺に灰皿を設置すると、喫煙者が違反となり過料が科されます。

表示義務なし
施設内禁煙の場合



▲施設入口

【足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例】

- 区内全域の公共の場所(※1)での歩行喫煙は禁止です
 - 禁煙特定区域での喫煙(加熱式たばこも含む)には、1,000円の過料が科せられます。(※指定喫煙所以外を除く)
 - 喫煙者の責務
駅周辺やバス停など混雑する場所、通学時間帯の通学路や子どもが多く利用する場所では、喫煙しないよう配慮してください
- ※1 公共の場所…区内の道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所

屋外に喫煙所を設置する場合の配慮義務

施設管理者には屋内外を問わず、喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮することが法律で義務付けられています。

- 人通りの多いところではない。
- 事務所の入口から離れている。(事務所内に入らないように)
- 煙が流れる方向(喫煙所の上や風下)に窓や換気扇がない。

※煙が屋内(近隣の住宅など)へ流入していないか、よく確認しましょう。

対応: 通学時間帯は灰皿を片づける。

大人数で吸わせない。

施設の出入口から離なす。など

【健康増進法】

■ 喫煙をする際の配慮義務等【第二十七条】

- 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下この章において「特定施設等」という。)の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。
- 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(裏面あり)

- ② 施設内に喫煙専用室をつくります。
 ※喫煙行為のみ可能です。飲食できません。

喫煙専用室の場合



喫煙専用室あり

▲施設入口



喫煙専用室

▲喫煙室入口

- ③ 施設内の一部に加熱式たばこ専用喫煙室をつくります。＜経過措置＞期限未定
 ※紙たばこは喫煙できません。飲食できますが、施設全体を喫煙室にはできません。

加熱式たばこ専用喫煙室の場合



加熱式たばこ専用喫煙室あり

▲施設入口



加熱式たばこ専用喫煙室

▲喫煙室入口

～喫煙室を設置する場合の「技術的基準」について～

- 1 出入口において外側から内側に流入する空気の気流が 0.2m/秒以上であること
- 2 煙が室内から室外に流出しないように、壁・天井等によって区画されていること
- 3 煙が屋外に排気されていること

※3は経過措置があります。(2020年4月1日に既に存在している建物である場合など)

Q2 加熱式たばこは、紙たばこと扱いが異なるのか？

A2 異なります。

加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食が可能です(喫煙専用室は喫煙以外のことはできません)。ただし、施設全体を加熱式たばこ専用喫煙室にはできず、禁煙スペースを設けることが前提です。

- ① 喫煙専用室(紙たばこ、加熱式たばこ いずれも可)

… 喫煙行為のみ 飲食不可

- ② 加熱式たばこ専用喫煙室(紙たばこ不可)

… 飲食可 禁煙スペースがあることが前提 ※施設全体をこの喫煙室にはできない

◎ご不明な点はお問い合わせください。

足立保健所 生活衛生課 受動喫煙防止担当

〒120-0011 足立区中央本町1-5-3 2階

電話：(03) 3880-5384

メール：seikatueisei@city.adachi.tokyo.jp

こちらも参考ください

(区ホームページQRコード)



ステッカーのダウン

ロードはこちらから